

指定管理者募集にかかる質問・回答票

施設名 加賀市セミナーハウスあいりす

担当課 生涯学習課

	質 問	回 答
1	8月10日 【募集要項 指定管理料（管理経費）】 令和8年度に支払われる予定の指定管理料（年間総額）について、予定額及びその算定の考え方。	8月14日 指定管理料は、指定管理者が市に提出した収支計画書をもとに、市と指定管理者とで協議のうえ決定します。 算定の考え方については、別添「指定管理料の基準について」をご確認ください。
	8月10日 【仕様書 施設維持管理・修繕費の負担区分】 修繕費のうち、指定管理者が自己負担とする範囲について、具体的な基準や金額の目安、特に「軽微な修繕」と「市負担による大規模修繕」の区分を判断する基準（例：金額、工事規模、対象設備等）について。	8月14日 仕様書6（2）②に記載のとおり。

指定管理料の基準について

指定管理者の収入（ $A + B$ ）

指定管理料 ＝ 〔全管理経費〕－〔利用料金収入〕・・・ A

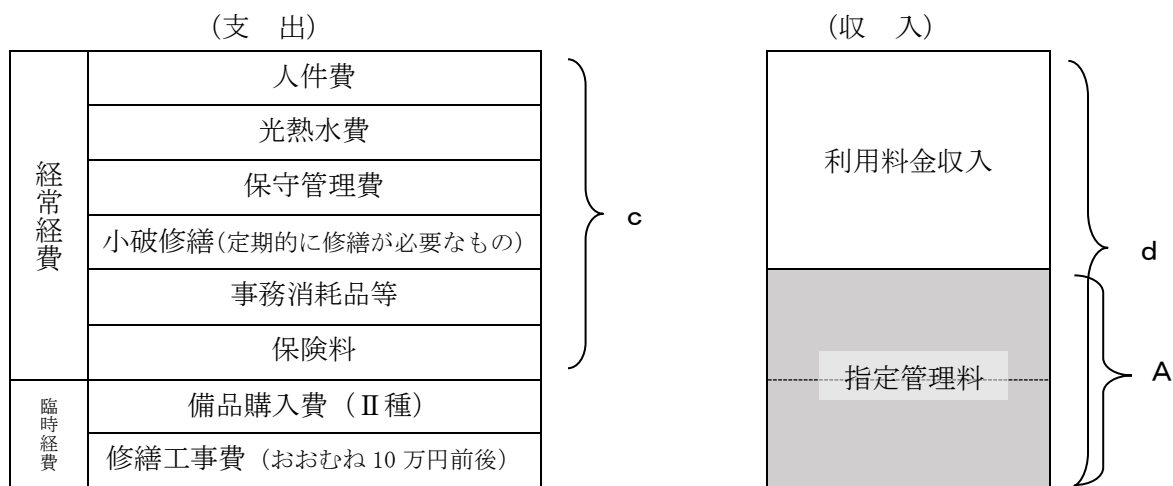
その他の収入（自主事業、物販による収入）・・・ B

指定管理料は、原則、精算は行わず定額払いとする。

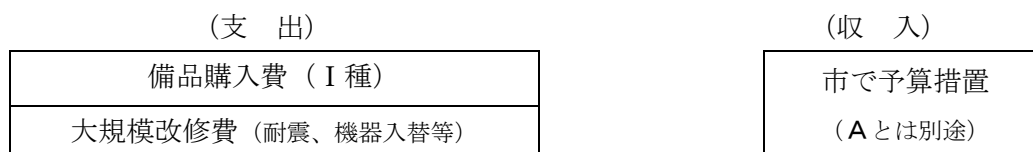
しかし、各年度の決算において施設の經常経費における支出（ c ）と、全管理経費における収入（ d ）の差額が指定管理料（ A ）の 10 パーセントを超過した場合は（黒字・赤字ともに）、指定管理料について、甲乙協議を行うものとする。

※ 率の提示は基本となるものであり、各施設によって過去の実績より勘案、変更となる。

○全管理経費



○投資的経費



○自主事業費

